

ヤスクニ・レポ 172 国会傍聴 15年-安倍内閣と私たちの課題 代表 西川重則

1

戦後69年の2014年の今、日本の現状は複雑かつ不安な日々であり、さまざまな事件が起こっている。私は、新聞の記事を読み、出来事についてその原因や理由、背景などについて考えさせられている。

ヨーロッパのある神学者が、新聞を読むことによって、神学を深めることができると発言したとか。その方の多くの著書の翻訳が日本で出版されているが、なるほどと思ったものである。そうした感想を持っている私であるが、確かに新聞始め多くのマスコミ報道によって、毎日多種多様な報道に接する私たちにとって、今年の日本社会はどのような方向、どのような社会になるのかを考える時、文字どおり、不安に包まれた国、社会になるのではないか。では、私たちはどうすればよいのかと真剣に考えさせられる昨今である。

そこで改めて〈2・11〉集会を前にして、講師として、どういう内容について、どう報告し、訴えればよいかについて、以下真剣に考えている一端を述べて見たい。

まず何よりも私にとって報告したいのは、今年は本格的に国会傍聴を始めて15年になるということであり、それが想像以上に重要な意味を持っていることに気づかされているということである。1999年の通常国会から開会中は休むことなく重要法案の傍聴を続けてきたが、99年の国会で、衆・参両院で憲法調査会を設置するための国会法が改正され、翌年の2000年1月20日から憲法調査会が始まった。その実態は日本国憲法の内容や現状を調査するためと言いつつ、憲法改正をめざすためにすべての政党の国会議員の参加が求められ、審議が義務づけられた。

第一次安倍晋三内閣が発足した2006年9月26日以降、安倍首相が憲法調査会の約束・大義名分などは全然問題視せず、ひたすら憲法改正をめざし、新聞などにも公言された通り、その発言は憲法改正であり、教育基本法改正その他であった。安倍内閣によって、最初に成立させられたのは改正教育基本法であり、2006年12月15日の時点であり、愛国心が

盛り込まれたのは周知の事実となっている。

その翌年2007年5月14日、国民投票法が成立し、その条文に憲法改正のための憲法審査会の条文が記されているのも御承知の通りである。問題は強行採決の場合、よく見られることであるが、法案が成立して、法律となり公布されても施行は予定とおりにならず、施行されたのは2010年5月18日となった。自民党内閣の思い通りには進まず、憲法審査会は今なお早期終了の所期の目的は果たされていない。

2

そうした状況にあって、第二次安倍内閣の発足(2012・12・26)となり、かねて早期成立を念願していた「国家安全保障に関する特別委員会」での「特定秘密保護法案」の可決・成立問題が国会での最重大問題として、はだかの国会におどり出たのである。

2013年12月6日の深夜にあって、参院での強行採決と言われる出来事である。強行採決という言い方がマスコミや一般にも使われているが、真相はそうではなく、自民党・公明党連立政権によって、無理を承知で、憲法違反、手続無視の強行突破をしたのであって、すべてが内閣、与党の思い通りになり、悪法であれ、何であれ悪しき数の論理で思い通りになると思われているだけである。

私たちはどんな場合でも、最も大切な基本的なルール、原理・原則を大切に守り抜く習慣を体得し、沈黙せず訴え続けなければならない。

つまり「国家安全保障に関する特別委員会」、「特定秘密保護法案」であれ、それらが意味する内容・特徴を冷静に、客観的に、歴史的にそして2014年の今の日本の動向を正確に認識し、民主国家にふさわしい発言や運動をしなければならない。

戦後の憲法政治は歴代内閣にあって十分に行なわれてきたとは思われない。日本国憲法に基づく政治を「最高法規」である日本国憲法の内容・条文によって憲法政治を実践する首相・閣僚であり、国会議員であり、裁判所でなければならない。つまり、三権分立の

意味を十分に考え、地方自治体を含め、すべての公務員が日本国憲法を尊重し、擁護し、それらに対して義務を負っていることを自覚し、実践しなければならない。

要するに、戦後悪法の最たる上記の法案が強行採決という文言で一件落着と考えるような無責任な主権者・有権者であってはならない、ということである。

私の認識では、講演などで強調しているように、強行採決ではなく、審議未了・廃案が正確であると述べておきたい。その最重要な先例は、靖国神社法案が1974年6月3日、当時の参議院で強行採決ではなく審議未了・廃案というすばらしい事例として残されている。衆院で、内閣委員会の後、本会議で自民党が単独採決として成立させようとしたが、良識の府である参院で、靖国神社法案を審議未了・廃案とした事例を安倍首相始め閣僚、自民党の議員、賛成議員は、その先例を知っているのであろうか。

更に、安倍首相は昨年2013年12月26日、靖国神社公式参拝を行ない、「信条」によって参拝したとか、「英霊」尊崇とか、尊い生命を犠牲にしたなどと発言しているが、中国を始めアジアの国々に対して

どんな戦争をしたのか、その時、天皇の臣民として、どのような戦争をしたのかについて、歴史的事実を学ぶことなく、靖国神社に首相の「信条」によって白昼公式参拝を行なった。それが明確な憲法違反、厳格・徹底した政教分離違反であることを知りもせず、本人の「信条」に基づいて参拝をしたそのことは、侵略・加害の歴史をくり返した侵略戦争を認めずなされたことであり、「英霊」と呼ばれ、これからも「英霊」と呼ばれることに何の反省もしないままで参拝をくり返して恥じない日本、社会であってよいと思っ

るのであるだろうか。再び「戦争に道を開く」戦後最重大な悪法「特定秘密保護法案」を成立させたこと、そして今後続いて共謀罪、集団的自衛権の行使などを当然視し、今後も「軍国主義の精神的支柱であった靖国神社」に公式に参拝し、侵略・加害の戦争によって、肉親を殺された中国などアジアの国々の民衆の悼(いた)み・憤りを思うことのない国、社会を問題にせず、不戦・平和を創(つく)り出す人々(マタイ5・9)の尊厳を奪うことを許してよいのだろうか(2014・1・13)。

2013年12月20日例会奨励 イザヤ書4章2～5節

「イザヤの終末預言の成就」村瀬 俊夫牧師(日本長老教会教師)

イエス・キリストの降誕は、平和の訪れを告げる福音の始まりであった。「幸いなのは平和を造り出す人たち。その人たち神の子たちと呼ばれるようになるからだ」(マタイ5:9)。こう言われたイエスは、ご自身が「平和を造り出す人」であった。そして知らなければならないのは、イエスが告知した神の国の福音において、イザヤ4:2-5の終末預言(以下に引用)が成就の始まりを見るに至った、ということである。

**終わりの日々に、ヤハウエ[主]の家の山は、
もろもろの山の頂に堅く立ち**

**もろもろの峰よりも高く聳え、
国々はこぞってそこへと流れてくる。[3節略]**

**主は国々の間を裁き、
多くの人に判決を下す。
彼らはその剣を鋤に、
その槍を鎌に打ち直す。
国は国に向かって剣を上げず、
戦うことを二度と学ばない。**

**さあ、ヤコブの家よ、
主の光の中を歩もう。**
私たちの確信は、このイザヤの終末預言が、①国民主権・②基本的人権の尊重・③戦争放棄の平和主義を三大原理とする「日本国憲法」において成就の終わりに近づいている、ということである。日本国憲法の三大原理を誇りとし、それを世界に広めることでイザヤの終末預言の成就を終わらせることが、主の光の中を歩む私たちの光栄ある使命である。